判決 平成14年10月31日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)第619号 強制わいせつ被告事件

主

被告人を懲役2年6月に処する。 この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。 訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成14年5月23日午後5時36分ころから同日午後5時49分ころまでの間、兵庫県尼崎市潮江1丁目1番1号所在の西日本旅客鉄道株式会社尼崎駅から神戸市中央区布引町4丁目1番1号所在の三ノ宮駅間を走行中の近江今津駅発姫路行新快速電車の先頭車両内において、乗客のV(当時12歳)に対し、右手を同女のシャツの中に入れて乳首を弄び、さらに同女のズボンのチャックを下ろして右手をパンツ内に差し入れて陰部を弄ぶなどし、もって、強いてわいせつな行為をしたものである。

(証拠の標目)

省略

\_\_\_\_\_ (事実認定の補足説明)

1 弁護人は、被告人は、被害者と同じ電車には乗っていたが、被害者に対し、判示のわいせつ行為をしたことはないから、被告人は無罪である旨主張し、被告人も、捜査段階及び当公判廷において、これに沿う供述をするので、以下、この点について補足説明する。

2 本件の被害者であるVは、公判準備期日において、電車内で判示のわいう。 本件の被害者であるVは、公判準備期日において、電車内で判示のわいう。 もを受けた状況等について、その内容に格別不自然・不合理なはないならに、その内容に格別不自然・不ら理なければないならればないであると、であると、であるといればないであるでしてあるに、がであるととであるととであるとと、であるととの身体の右側から手をまわして立っていたのが被告しておるいとであるに、といるであるため、そこに犯人がいるであるい。 を表している際犯人の右手ととも、③Vの左側にいた乗客が、だいさいといるの長袖Tシャツを着ていたとと、③Vの左側にいた乗客がであるにといるであるととに気付いてあるたとと、後生この乗客がに犯人の取り違えをするとがでいるにあり、できるとに気付いるにといることにあり、などとこの乗客がした。といることにあるとと、本件の事実はこれを優に抵触すると、またのとはなが、またのといるに対していることにあるとと、などとないまない。またのとはないまないまない。またのとはないまないまないます。

を含む関係証拠と対比して信用することができない。 よって、弁護人の主張は採用することができない。

(法令の適用)

1 罰条

刑法176条

2 執行猶予

刑法25条1項

3 訴訟費用の負担

刑訴法181条1項本文

(量刑の理由)

本件は、被告人が、走行中の電車内において、女子中学生に対し、判示のとおりのわいせつ行為をした、という強制わいせつの事案である。この犯行の罪質、動機、態様、結果及び被告人の前科関係等、殊に、被告人は、自己の性的欲求を満すために本件犯行に及んだものと考えられるのであって、この犯行の動機・経緯さいでいることをいいことに執拗にわいせつ行為を続けたものであって、相当卑合いであること、そして、被害者は被告人と同じ電車にたまたま乗りとせて本件被害に遭ったもので、同女には何ら落ち度がない上、同女が被った身体といるに、被告人は、本件犯行を一貫して否認しており、反省の態度が全くみられないこと、以上を併せ考えると、本件の犯情は悪く、被告人を実刑に処すことも考えられなくはない。

しかしながら、他方、被告人には禁錮刑以上の刑に処せられた前科はなく、これまで被告人なりに通常の社会生活を送ってきたものとみられること、正式裁判を受けるのは今回が初めてである上、勾留期間がすでに5か月以上にわたっていること、その他記録上認められる被告人のために酌むべき諸事情を十分考慮すると、今 回は被告人を直ちに服役させるのではなく、被告人に対し、最長期の猶予期間を付した上で、社会内において更生の機会を与えるのを相当と思料した。

よって、主文のとおり判決する。 (求刑 懲役2年6月) 平成14年10月31日 神戸地方裁判所第14刑事係乙

> 裁判官 浦 島 高 広